

「食料・農業・農村基本法」改正に伴い、基本法に「種子の自給」について明記すること等を求める意見書

コロナ禍以降、世界各地の紛争や気候変動、円安などにより、輸入頼みには大きなリスクがあることが明らかとなり、中でも食料の自給は多くの国民の関心事となっている。

特に、種子は農業にとって基本的で不可欠な要素であり、その自給が危うければ、食料の自給も万全とは言えない。

一方、これまで公的に守られてきた種子の自給は、各地域の試験場と採取農家が連携し、その土地の気候や風土にあった優良な種子を生産してきた。しかし、その技術は、担い手の高齢化等で失われつつある。

地域の環境で育成された種子は、一度失われたら取り戻すことは難しく、他の生産資材とは一線を画するものである。

よって、当市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

- 1 「食料・農業・農村基本法」の改正に際しては、「種子の自給」について明記すること。
- 2 日本の主要農作物の種子を保全し、その優良種子の開発と農家への低価格での提供を保持すること。
- 3 優良種子の安定的確保は農民の権利であり、その自家採取と自家増殖の権利を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月21日

喜多方市議会議長 小林 時 夫

【意見書提出】

衆議院議長	額賀 福志郎	殿
参議院議長	尾辻 秀久	殿
内閣総理大臣	岸田 文雄	殿
内閣官房長官	林 芳正	殿
農林水産大臣	坂本 哲志	殿